

議案第 6 2 号

江南丹羽環境管理組合規約の変更について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 8 6 条第 2 項の規定により、江南丹羽環境管理組合規約（昭和 4 2 年 2 月 2 7 日愛知県知事許可）を別紙のとおり変更することについて、同法第 2 9 0 条の規定により議会の議決を求める。

平成 2 6 年 9 月 3 日提出

大 口 町 長 鈴 木 雅 博

（提案理由）

この案を提出するのは、江南丹羽環境管理組合が平成 2 5 年度に実施した美化センター耐震補強工事に要した経費のうち、組合債償還元金及び利子の負担割合を定めるため、この規約の一部を変更するため必要があるからである。

江南丹羽環境管理組合規約の一部を変更する規約

江南丹羽環境管理組合規約（昭和４２年２月２７日愛知県知事許可）の一部を次のように変更する。

附則に次の１項を加える。

- ８ 美化センター耐震補強事業に要する経費のうち、組合償還元金及び利子の負担割合は、第１２条第２項の規定にかかわらず、前々年度の総投入実績割によるものとする。

附 則

（施行期日等）

- １ この規約は、平成２６年１０月１日から施行し、改正後の江南丹羽環境管理組合規約（以下「新規約」という。）は、平成２６年４月１日から適用する。

（負担金の精算）

- ２ 新規約の規定を適用する場合においては、改正前の江南丹羽環境管理組合規約の規定に基づいて支払われた負担金は、新規約の規定による負担金の概算払いとみなし、精算するものとする。

江南丹羽環境管理組合規約の一部変更新旧対照表

新	旧
附 則 1 ～ 7 略 8 <u>美化センター耐震補強事業に要する経費のうち、組合債償還元金及び利子の負担割合は、第12条第2項の規定にかかわらず、前々年度の総投入実績割によるものとする。</u>	附 則 1 ～ 7 略